

ガス市場改革と簡易ガス事業

東邦 LPG&コーク株

1 基本的な考え方

簡易ガス事業は、昭和45年のガス事業法改正で制度が創設され、都市近郊を中心とした需要家の供給要望に対して、簡便なガス供給設備により速やかに応じられる一般ガス事業にはない優位性によって今日まで発展してきた。一方、ガス事業全体においては、大手都市ガス事業者を中心とした天然ガスの普及拡大が推進されるとともに、これまでの規制緩和によりエネルギー間の垣根が低下し、電力会社等によるガス事業への参入の動きが活発化するなど、簡易ガス事業を取り巻く環境は制度創設当初から大きく変化してきている。

こうした中で、今後、ガス体エネルギー全体を視野に置きつつ、簡易ガス事業制度の根幹に立ち返って抜本的な検討を行い、中長期(概ね10年後)の市場規制フレームワークのグランドデザインを描き、そこに至るまでのステップを検討することは、非常に重要であると考えます。

検討作業においては、ガス市場全体の将来像を念頭に置き、安定供給、消費者の保護および保安の確保を担保しつつ、具体的な規制緩和項目については、消費者の視点からそのメリット・デメリットを見極めた上で導入を図っていくべきである。

2 現状の簡易ガス事業の制度・運用に関する問題点・留意点

(1) 運営上の問題点

問題点としては、ガスの安定供給と保安確保のため、白ガス管等経年導管対策を計画的に進める必要があるが、これに要する費用を料金に織り込み料金改定を行う場合、全需要家から同意を得ることが条件とされていることが挙げられる。

次に簡易ガス事業の一の団地定義として運用されているメルクマールについては、拡大性がないとされているが、需要家の供給要望に対応するために、一般ガス事業者の供給区域と同等の取り扱いとし、拡大性を認めることも必要ではないか。

(2) 簡易ガス事業による天然ガス供給について

現行のガス事業法上では、簡易ガス事業者が導管またはローリーで天然ガス(または LNG)を受入れ、供給することはできない。天然ガスの導入・普及促進は政府のエネルギー政策の流れに合致するものであり、また需要家のエネルギー選択の幅を広げるものであることから、簡易ガス事業による天然

ガスの供給は望まれるものとする。しかし、天然ガス導管供給を可能にした場合、卸元のガス事業者から直接供給を受けることを希望する消費者の意思をいかにして尊重するかが課題となる。また、既存の簡易ガス団地の場合には、供給ガスの熱量がほぼ半減することにより導管輸送能力が大幅に低下することや、各需要家の使用機器の調整等熱量変更に係わる事業者の費用負担といった問題があり、政策面での支援策も検討すべきではないか。

### (3) 現行の簡易ガス事業の参入許可基準の運用について

平成11年法改正において一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業の許可基準が明確化され、地方ガス事業調整協議会が廃止されたことにより、申請から許可までの期間が短縮されたことは、評価すべき改善点である。しかし、ガス事業法第37条の4第3号ないし第4号に係わる参入可能性の判断の運用は、未だそのハードルが高い面もあると考える。

## 3 中長期(概ね10年後)を念頭に置いた簡易ガス事業の将来像および課題

### (1) 簡易ガス事業の位置付け

将来的にガス体エネルギー産業が完全自由化された場合、新規事業者による参入の機会や、需要家が享受すべき利益等は供給事業者の規模に拘わらずすべて平等であるべきである。したがって、規模の大小で事業者を区別すること等によって簡易ガス事業を独立したガス事業として存続する意義は低いのではないか。

### (2) 将来的な料金規制のあり方

完全自由化後も、需要家間の公平性を担保するとともに少量需要家を保護するため、供給約款の届出を義務づける等の簡素な料金規制は必要ではないか。

### (3) ガス体エネルギー法制一本化の是非について

ガス体エネルギーの供給形態ごとに、事業規制と保安規制が適切に定められていることにより、消費者利益の増進と事業者の創意工夫が最大限発揮できる仕組みを作ることが肝要であり、これは法制一本化を前提にすることなく達成できるのではないか。

## 4 簡易ガス事業に関する今後の経営戦略と具体的対応

ガス市場の自由化が進展した後も簡易ガス事業が発展するためには、分散型のエネルギー供給の強みを最大限に発揮すべきであるとする。そのために、近年の技術開発の進展により事業可能性が高まっている燃料電池やマイクロコージェネ等の分散型電源・熱源の導入に積極的に取り組み、需要家の要望に応じてガス・電力・熱といった幅広いエネルギーを供給できる体制を整備していくべきである。

以上